

永平寺町企業立地促進条例に基づく助成金一覧表

助成金の種類	補助対象経費	助成基準	業種	交付要件	交付限度額	添付書類	申請期間
用地取得助成金	・土地の取得費 (借地含まない)	用地取得費の20%	製造業、物流業、情報サービス業、試験研究所、成長産業	<ul style="list-style-type: none"> ・用地 取得面積 3,000m²以上 ・用地取得後3年以内に操業開始 ・新規雇用者3人以上(町内居住者) ・雇用期間は6月以上 ・公害防止の措置 ・10年間は転売及び譲渡禁止 ・用地取得助成金の交付は、年度にかかわらず、1事業者(子会社又は関連会社を含む)につき1回限り 	5,000万円	<ul style="list-style-type: none"> (1) 法人の登記事項証明書 (2) 土地の登記事項証明書 (3) 土地売買、建物及び造成工事に係る契約書及び領収書の写し (4) 償却資産の取得価格明細書及び領収書の写し (5) 事業施設用地の位置図(住宅地図可) (6) 建物の配置図 (7) 雇用の状況を確認できる書類 (8) 申請時直近の決算書の写し (9) 企業立地促進条例に基づく助成金適用認定通知書の写し及び企業立地促進条例に基づく助成金適用認定変更承認書の写し (10) 町税の納税証明書 	操業開始後1年6箇月以内
雇用促進助成金	・町内在住の者 で新規雇用者1名あたり	助成金適用認定を受けた日から操業開始後2年以内の新規雇用者(町内在住者)1人あたり30万円	製造業、物流業、情報サービス業、試験研究所、成長産業	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得又は借地面積 3,000m²以上 ・用地取得後(借地契約後)3年以内に操業開始 ・新規雇用者3人以上(町内居住者) ・雇用期間は6月以上 	なし	<ul style="list-style-type: none"> (1) 雇用の状況を確認できる書類 (2) 申請時直近の決算書の写し (3) 企業立地促進条例に基づく助成金適用認定通知書の写し及び企業立地促進条例に基づく助成金適用認定変更承認書の写し (4) 町税の納税証明書 	初年度目 操業開始後1年6箇月以内 2年度目 操業開始後2年6箇月以内
施設設置助成金	・建物等建設費	操業開始後3年間に賦課された対象の家屋及び構築物等に係る固定資産税相当額	製造業、物流業、情報サービス業、試験研究所、成長産業	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得又は借地面積 3,000m²以上 ・用地取得後(借地契約後)3年以内に操業開始 ・新規雇用者3人以上(町内居住者) ・投下固定資産額が50,000千円以上であること ・町税を完納していること 	なし	<ul style="list-style-type: none"> (1) 法人の登記事項証明書 (2) 建物の登記事項証明書 (3) 土地売買(借地)、建物及び造成工事に係る契約書及び領収書の写し (4) 事業施設用地の位置図(住宅地図可) (5) 建物の配置図、平面図、立面図等 (6) 償却資産配置図 (7) 雇用の状況を確認できる書類 (8) 申請時直近の決算書の写し (9) 企業立地促進条例に基づく助成金適用認定通知書の写し及び企業立地促進条例に基づく助成金適用認定変更承認書の写し (10) 町税の納税証明書 	対象年度において、固定資産税を完納した日から当該年度の3月31日まで

永平寺町企業立地促進条例に基づく助成金一覧表

助成金の種類	補助対象経費	助成基準	業種	交付要件	交付限度額	添付書類	申請期間
機械設備等設置助成金	・機械設備等設置費	操業開始後3年間に賦課された対象償却資産に係る固定資産税相当額	製造業、物流業、情報サービス業、試験研究所、成長産業	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得又は借地面積 3,000m²以上 ・用地取得後(借地契約後)3年以内に操業開始 ・新規雇用者3人以上(町内居住者) ・投下固定資産額が50,000千円以上であること ・町税を完納していること 		<ul style="list-style-type: none"> (1) 法人の登記事項証明書 (2) 建物の登記事項証明書 (3) 土地売買(借地)、建物及び造成工事に係る契約書及び領収書の写し (4) 償却資産の取得価格明細書及び領収書の写し (5) 事業施設用地の位置図(住宅地図可) (6) 償却資産配置図 (7) 雇用の状況を確認できる書類 (8) 申請時直近の決算書の写し (9) 企業立地促進条例に基づく助成金適用認定通知書の写し及び企業立地促進条例に基づく助成金適用認定変更承認書の写し (10) 町税の納税証明書 	対象年度において、固定資産税を完納した日から当該年度の3月31日まで
環境施設整備助成金	・上水道・下水道整備に係る経費	上水道・下水道施設整備に係る経費の30%以内(ただし、給排水設備等は除く)	製造業、物流業、情報サービス業、試験研究所、成長産業	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得又は借地面積 3,000m²以上 ・用地取得後(借地契約後)3年以内に操業開始 ・新規雇用者3人以上(町内居住者) ・投下固定資産額が50,000千円以上であること ・町税を完納していること 	5,000万円	<ul style="list-style-type: none"> (1) 上下水道及び合併処理浄化槽工事に係る契約書及び領収書の写し (2) 事業施設用地の位置図(住宅地図可) (3) 上下水道施設及び合併処理浄化槽施設の平面図、詳細図等 (4) 雇用の状況を確認できる書類 (5) 申請時直近の決算書の写し (6) 企業立地促進条例に基づく助成金適用認定通知書の写し及び企業立地促進条例に基づく助成金適用認定変更承認書の写し 	操業開始後1年以内

製造業・・・日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類Eの製造業

物流業・・・日本標準産業分類に掲げる大分類Hの運輸業、郵便業のうち中分類44の道路貨物運送業、中分類47の倉庫業及び中分類48の運輸に附帯するサービス業

情報サービス業・・・日本標準産業分類に掲げる大分類Gの情報通信業

試験研究所・・・日本標準産業分類に掲げる大分類Lの学術研究、専門・技術サービス業のうち中分類71の学術・開発機関

成長産業・・・新たな市場の開拓や新たな事業を創出することが見込まれ、かつ成長する可能性の高い産業